

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項で準用する同法第5条第3項の規定に基づき、県営土地改良事業（農地環境整備事業矢作旭地区）の土地改良事業の計画の概要につき豊田市長と協議したいので、同法第85条第6項の規定により土地改良事業の計画の概要を縦覧します。

なお、同法第85条第7項に基づき、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和8年5月1日までに豊田市長に意見書を提出してください。

令和8年4月3日

県営土地改良事業
農地環境整備事業 矢作旭地区
申請人代表 原田 茂男
ほか16名（別紙）

記

- 書類の名称
土地改良事業計画概要書（農地環境整備事業 矢作旭地区）の写し
- 縦覧の期間
令和8年4月3日（金）から
令和8年5月1日（金）まで
（土日祝を含まない）
- 縦覧の場所
豊田市役所 農地整備課及び足助支所
- 意見書の提出方法
書面にて豊田市役所 農地整備課又は足助支所へ提出